



「福島県過疎地域持続的発展方針」の概要

福島県企画調整部
地域振興課

基本的事項

○方針策定の趣旨

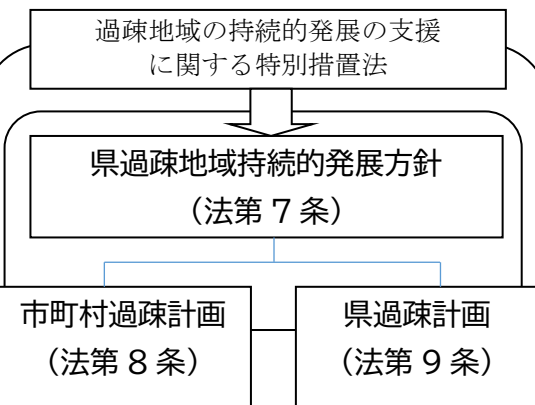
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、県における過疎地域の持続的発展に関する基本的事項として、また、過疎市町村の持続的発展計画の指針として定めるもの。

○方針の期間

令和3～7年度までの5年間

○現状と課題

- ・地域の担い手不足
- ・集落機能の低下
- ・雇用の場の不足
- ・生活交通の維持・確保
- ・医療の確保が困難 等



(過疎戦略)

基本的な方向

■基本目標

「持続可能な里・山（さと・やま）社会の実現」～誇れる里・山を連携・共創により未来につなぐ～

■施策の方向

- 1 人と地域 - 過疎地域に人の流れを呼び込み、愛着や誇りを醸成する地域づくりに取り組む
- 2 しごと(雇用・経済) - 地域特性をいかした産業などの振興や、担い手の確保・育成、新たな技術を活用したしごとづくりを支援する
- 3 暮らし(生活環境) - 安全・安心が確保され、快適に暮らせる生活環境をつくる

(過疎方針)

推進施策 (法第7条第2項)

- | | |
|--|---|
| 1 基本的な事項
過疎地域の現状と課題 等 | 8 医療の確保
地域医療の確保、医療人材の確保 等 |
| 2 移住・定住の推進、地域間交流の促進、人材の育成
移住・定住の推進、地域間交流の促進、地域を担う人材の確保・育成 等 | 9 教育の振興
教育環境の充実、集会/体育/社会教育施設等の整備 等 |
| 3 産業の振興
情報通信・医療/福祉機器・地域産業などの推進
安定的な雇用機会の拡充 等 | 10 集落の整備
集落機能の維持・活性化、集落の再編 等 |
| 4 地域における情報化
情報通信基盤の整備、ICT及びデータの活用 等 | 11 地域文化の振興等
地域文化の振興、関連施設の整備 等 |
| 5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進
生活交通の確保、新たな技術を活用した交通の導入 等 | 12 再生可能エネルギーの利用の推進
再生可能エネルギーの利活用、再生可能エネルギーの導入 等 |
| 6 生活環境の整備
生活環境の維持保全、消防救急体制の整備、地域/環境の保全、遊休農地等の発生防止 等 | 13 その他
過疎地域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上に資する取組の支援 等 |
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進
子育て環境の充実、地域包括ケアシステムの構築、健康づくり、生きがいくりの推進 等 | |